

地域性を踏まえた日本型直接支払制度（仮称）の創設

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

日本型直接支払制度（仮称）の創設にあたっては、地域の実態を踏まえた制度とするため次のとおり提言します。

- 1 地域別の基礎単価を設定すること。
- 2 基礎単価に加えて、現行の中山間地域等直接支払、農地・水保全管理支払、環境保全型農業直接支払を加算措置として位置づけること。
- 3 予算の大幅な増額と国の負担割合を拡大すること。
- 4 法に基づく制度とすること。

【政策提言の具体的内容】

- 1 地域により立地条件、経営規模、経営費が異なるため、地域別の基礎単価を設定すること。

表1 経営規模による米の経営費の比較

区分	経営規模	米の経営費(10a)※ (A区分に対する割合)	対象地域 (農政局)
A区分	15ha以上	68,000円 (100)	北海道
B区分	2～3ha未満	73,000円 (107)	東北
C区分	1～2ha未満	85,000円 (125)	北陸、関東、九州、沖縄
D区分	0.5～1ha未満	97,000円 (147)	東海、近畿、中国四国

※米の経営費は、「ほ場整備の効果と農家の負担について」（平成20年4月 農村振興局農地整備課）より引用
（参考）本県は、全国で中山間地域の割合1位、耕地面積42位(28,700ha)、耕地率46位(4%)と生産条件が厳しい。

- 2 現在、実施中の中山間地域等直接支払、農地・水保全管理支払、環境保全型農業直接支払の各制度については、本制度の加算措置として位置付けること。
- 3 農地を農地として維持し食料自給力を確保して行くためにも、地域別の基礎単価は国が全額を負担するとともに、加算部分についても国の負担割合を現在以上に拡大すること。
- 4 制度の安定的な運用を図るために、法制化すること。